

2025 年度（二次募集）交換留学生募集要項

島根大学が学生交流覚書を締結する海外の大学（協定校）に交換留学する学生について、下記の通り募集します。

1. 留学期間

学生交流の覚書等に基づき原則とし、概ね 1 年以内の 1 学期間または複数学期の間とします。なお、本募集における留学開始時期は原則として 2026 年 1 月から 3 月の間のみとします。留学期間は、原則として 2026 年 1 月から 2027 年 2 月までの間で、協定校の学年暦の学期に合わせることにします。

※募集人数に達しない場合は、再度募集を行うことがあります。

2. 交換留学生を募集する大学及び募集人数

別紙のとおり

3. 応募資格

以下のすべてを満たす者で、募集時及び留学期間中に本学の正規学生である者に限りま
す。（「休学」での交換留学は認められません。）ただし、外国人留学生のうち、国費留学生
及び外国政府派遣留学生等の奨学金受給者は対象外です。

(1) 留学期間満了後に本学に戻って学業を継続し、卒業・修了する予定の者

(2) 目的及び計画が明確である者

(3) 派遣先大学での学修に支障のない水準の語学力を有する者（別紙参照）

なお、応募時に派遣先大学が求める語学能力に達していない場合には、推薦時までに到達することを条件とする。

4. 申請書類等

下記の書類を提出してください。

- ① 交換留学申請書・留学計画書：オンラインで入力する。
- ② 語学能力を証明する書類：別紙参照、公式スコアは、入学後に受験したもののみ有効
- ③ 誓約書：保護者等のサインが必要
- ④ 学業成績証明書（GPA を含む）：応募する時点で入手可能な 1 年次からの学業成績

5. 提出方法

申請書類① : Forms に入力

申請書類②③④ : 国際課の窓口へ提出（出雲キャンパスは学務課へ提出）

6. 提出締切 2025 年 5 月 30 日（金）17：00（時間厳守）

7. 選考方法

書類および面接（日本語及び留学先の言語による面接）により行います。面接は6月から7月の間に実施します。

8. 交換留学生候補者の決定

- (1) 選考結果の通知は、8月中旬を予定しています。
- (2) 交換留学生候補者は協定校へ推薦しますが、最終的な受入決定は協定校が行い、協定校が定める語学力の水準に達しない候補者は留学ができないことがあります。

9. その他

● 交換留学のための学習指導について

交換留学を希望し、かつ、語学能力に不安がある学生等は、外国語教育センターにて語学学習指導や相談（ラーニングアドバイザー制度）を受けることができます。希望者は、外国語教育センターHPにて詳細を確認後総合理工学部棟2号館1階外国語教育センターワークステーションにお問い合わせください。

<https://cfle.shimane-u.ac.jp/center/2025-office-hour-1.html>

● 単位互換について

交換留学先大学で取得した単位について、帰国後、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定された場合は、卒業・修了要件の単位として算入されます。単位認定が可能な科目等は、派遣を希望する協定大学で提供されている授業科目、シラバス等について、協定大学の公式Webサイト等で情報収集し、事前に指導教員や授業担当教員と、単位認定の可能性について**必ず相談してください**。また、大学院生については、交換留学の申請について事前に指導教員と相談してください。

（参考）学生交流取扱要項（PDFのページ数71～）

https://www.shimane-u.ac.jp/campus-life/school_life/gakuseikannkeikisokusyuu/

● 交換留学のための各種奨学金

奨学金の詳細は国際センターウェブサイトで確認してください。

<https://kokusai.shimane-u.ac.jp/student/scholarship/>

問い合わせ先

企画部国際課留学生交流担当（教育学部棟1階）

TEL：0852-32-7023 EMAIL:ied-ryugaku@office.shimane-u.ac.jp